

障がいのある生徒たちに、職場実習の機会を！ 御協力をお願いします。

障がいのあるなしに限らず、仕事に就くことは、人生の「喜び」や「生きがい」につながるものです。大阪府教育庁では、障がいのある生徒の就労の実現に取り組んでいます。

支援学校等では、卒業後の就労に向け、『職場実習』という現実的な環境のもとで体験・学習し、実習を通じて明らかになった課題を、学校や家庭でフィードバックしながら、社会に出ても自信を持って働くことができるように、日々の学習に取り組んでいます。

たとえば、こんな仕事ができます！

●小売業

加工、品出し、陳列、梱包、販売 等

●飲食業

調理補助、食器洗い、接客、清掃 等

●医療・福祉サービス

介護補助、室内清掃、事務補助 等

●製造業

食料品：パック・箱詰め、シール貼り 等

金属関連：伸線工、メッキ工、研磨工、
製罐（検品） 等

電気機械・精密機器：部品組立 等

紙・印刷：加工品製造補助、印刷補助 等

●建築業

運搬、塗装、ボルト組立 等

●運輸業

運送補助、倉庫（仕分け） 等

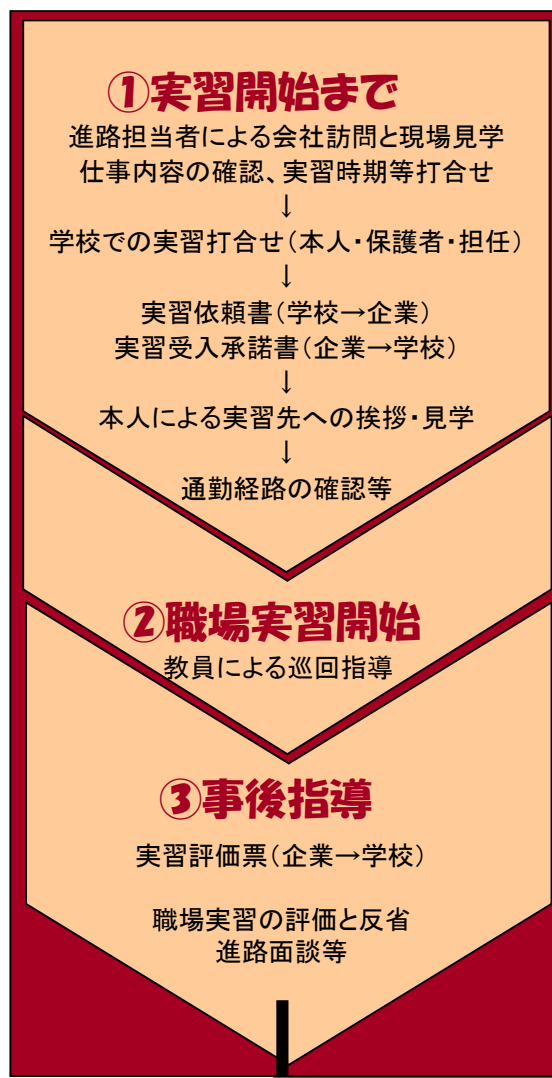
●その他

事務補助（パソコン入力、スキャニング、
メール便仕分等）、清掃、農作業 等

職場実習について

- * 教育活動の一環として実施しますので、労働に対する報酬は一切受領しません。実習に伴う交通費、食費等も本人（保護者）負担です。
- * 実習中のけがや事故は、学校の保険で対応します。
- * お困りの場合などは、学校に御連絡ください。

実習の流れ一例



今回の職場実習への準備（日々の学習）

職場実習の貴重な経験は、卒業後の就労に活かされます！

《職場実習に関するお問い合わせ先》

「実習を受け入れたい。」「職場実習について詳しく知りたい。」という事業主の方は、大阪府教育庁 教育振興室 支援教育課学事・教務・支援G（電話 06-6941-0351代（内）4736）まで御連絡をお願いいたします。